

技術資料 7

塩害について

日本冷凍空調工業会標準規格JRA 9002-1991「空調機器の耐塩害試験基準」に準拠

■ 塩害地・重塩害地の定義

塩害地、重塩害地は右記のように定義されます。

■ 塩害地

- ・海岸までの距離が300m以上、1km以内
(設置条件により変化)
- ・潮風が直接当たらない場所
- ・製品が建物、盤の陰になる場所
- ・製品が雨で洗われる場所

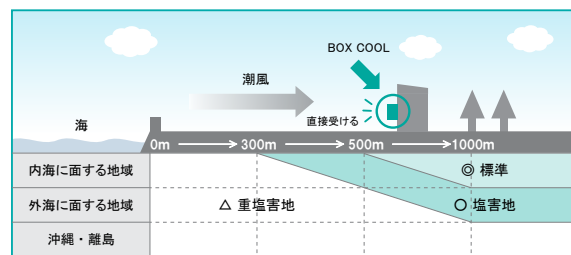
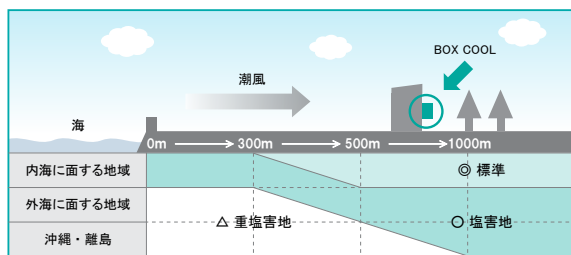
■ 重塩害地

- ・海岸までの距離が300m以内
- ・潮風が直接当たる場所
- ・製品が海岸面にある場所
- ・製品に雨があまりかからない場所
- ・製品が雨で洗われる場所

ただし、実際の環境下では風土や設置方法によって塩害条件が変化するため、以下に示した範囲を設置距離の目安としています。

■ 直接風は当たらないが、その雰囲気内にある場合

■ 潮風を直接受ける場合



◎…OCE-100/200BEC-AWが設置できます。 ○…塩害地です。OCE-100/200BEC-AWが設置できます。 △…重塩害地です。お客様にて設置のご判断をお願いします。

「重塩害地」での本製品の使用は想定範囲外となりますので、塩害被害を抑える設置環境を構築し、定期的にメンテナンス・交換を行っていただくことを推奨します。本製品はあくまでJRA9002に準拠した仕様であり、あらゆる塩害環境での使用を保証するものではありません。